

指定管理者募集要項等に関する質問票への回答

(施設名：丹波山村交流促進センター)

質問事項	回答
<p>令和5年度の交流センター収支内訳            歳出の光熱水費が歳出見込みで300万円を超えているが、交流促進センターの運営のための光熱水費で300万円を超えているのか？それとも第二源泉など他要因が含まれているのか？</p>	<p>第二源泉の電気料金が含まれています。</p>
<p>交流促進センター条例の入手方法            WEBでの入力方法を教えて頂くか、PDF版をお送りください。</p>	<p>村ホームページの            行政ガイド→丹波山村例規集(外部リンク)をご覧ください。</p>
<p>仕様書2(2)ク。関係法令の遵守の内容            関係法令の遵守対象に、(エ)交流促進センター条例が含まれている中で、様式3管理運営に関する事業計画書の項目3(2)ア. 利用の許可及び許可の制限に関する考え方、およびイ. 施設使用料の減免に関する考え方があるが、上記ア.イ.の申請内容は、交流促進センター条例の内容に遵守せずともよいのか？それとも遵守した範囲での申請内容でなくてはならないのか？</p>	<p>指定管理者仕様書 第5 施設等の利用に関する業務の基準 1施設等利用許可業務(2)施設使用料等の設定のとおりです。            なお、使用料等の改定の場合は、村との協議が必要となりますが、改定を見越して積算する場合は、様式4及び様式4-1に改定後の収支計画書も併せて提出してください。</p>
<p>利用客の種類への制限            交流促進のすそ野を広げ関係人口拡大のため、ビジネス目的のお客様に加え観光目的のお客様を宿泊させてもよろしいか？</p>	<p>村交流促進センター設置及び管理に関する条例第1条のとおりです。            なお、提案していただくことは可能ですが、村との協議が必要です。</p>

旅館業法、帳場の無人化対応

富士東部保健所に確認したところ、夜間の緊急対応に対する帳場機能はICT機器等による対応で代替できるとの回答を得ました。旅館業法に従い夜間の緊急対応に対する帳場機能をICT機器等による代替対応とすることは問題ありませんか？

お見込みのとおりです。適切に維持管理をするための体制をご提案ください。

飲料やカップ麺等の件

宿泊者の利便性向上のため、飲料およびカップ麺やパン等の商品を地域事業者等と連携し自動販売機等で提供してよろしいか？

提案していただくことは可能ですが、村との協議が必要です。